

新型コロナウイルス感染症に係る 経済対策・生活支援制度一覧

令和2年8月15日9時00分更新

上 越 市

目次

個人の皆さま向け

No.	実施	名称等	頁
1	市	住居確保給付金	1
2	市	子育て世帯への臨時特別給付金	1
3	市	ひとり親世帯臨時特別給付金	2
4	市	学業継続支援給付金	2
5	市他	傷病手当金の支給	3
6	他	緊急小口資金	3
7	他	総合支援資金	3
8	市	上越市奨学金	4
9	市	就学援助制度	4
10	他	日本学生支援機構奨学金	5
11	国	高収益作物次期作支援交付金	5
12	市	上越学生寮奨学金	6
13	市	上越市定住促進奨学金の返還猶予	6
14	市	水道料金の減免	6
15	市	国民健康保険税の減免	6
16	市	介護保険料の減免	7
17	国	国民年金保険料の免除・納付猶予	7
18	市	納税猶予の特例制度	7
19	国	住宅借入金等特別控除	7
20	市	介護保険料の徴収猶予	8
21	国	国民年金保険料学生納付特例	8
22	他	新型コロナウイルス対策プレミアム付商品券	8
23	市	下水道事業受益者負担金（分担金）の徴収猶予	8
24	市	市が設置した浄化槽使用料の支払い猶予	9
25	県	「つなぐ、にいがた。」観光キャンペーン県民宿泊割引キャンペーン【第二弾】	9
26	県	「つなぐ、にいがた。」観光キャンペーン交通付き日帰り旅行商品の割引支援	9
27	県	「つなぐ、にいがた。」観光キャンペーン着地型旅行商品の割引支援	9
28	国	チケットの払戻請求権の放棄を寄附金控除の対象とする税制改正	10
29	国	文化芸術・スポーツ活動の継続支援	10

事業者の皆さま向け

No.	実施	名称等	頁
30	国	持続化給付金	11
31	国	小規模事業者持続化補助金	11
32	市	上越市事業者応援給付金	11
33	国	雇用調整助成金 緊急雇用安定助成金 （新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）	12
34	市	上越市雇用調整助成金申請費補助金	12
35	国	家賃支援給付金	12
36	市	上越市店舗等改装促進事業補助金（新型コロナウイルス対応型）	13
37	市	信用保証協会保証料補助金	13
38	市	利子補給補助金	13
39	国	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）【コロナ枠】	13
40	国	農林漁業セーフティネット資金【コロナ枠】	13
41	県	農業近代化資金【コロナ枠】	13
42	他	新型コロナウイルス感染症緊急対策資金	14
43	国	小学校休業等対応助成金	14
44	市	上越市中小企業者チャレンジ応援事業補助金	14
45	国	高収益作物次期作支援交付金	15
46	市	プレミアム付タクシー券発行事業補助金	15
47	市	上越市宿泊事業者応援緊急対策事業補助金	15
48	市	【新型コロナウイルス対応】上越市農産物等販売促進事業	16
49	県	新潟県セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対策特別融資）	16
50	県	新潟県新型コロナウイルス感染症対応資金	16
51	市	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長	16
52	市	中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置	17
53	市	納税猶予の特例制度	17
54	市	下水道事業受益者負担金（分担金）の徴収猶予	17
55	市	市が設置した浄化槽使用料の支払い猶予	17
56	市	路上利用に伴う道路占用許可基準の緩和	18
57	国	文化芸術・スポーツ活動の継続支援	18
58	国	文化芸術収益力強化事業	18
59	国	コンテンツグローバル需要創出促進補助金	18

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	申請先	申請先問合せ	市担当課	市担当課問合せ
1	給付	市	住居確保給付金	家賃の一部又は全部を世帯の収入状況により給付 支給額（上限）：世帯人数と世帯収入により単身者 32,000円、2人世帯38,000円、3～5人世帯42,000円、 6人世帯45,000円、7人世帯50,000円 支給期間：原則3カ月、最長9カ月 支給方法：大家・不動産屋など貸主の口座へ振り込み	住居を確保しつ つ、就労 による自 立を支援 する	個人	離職・廃業、やむを得ない休業・ 勤務時間の減等により経済的に困 窮し、住居を喪失している又は喪 失するおそれのある人で次の①～ ③に該当する人 ①収入：世帯の収入合計額が世帯 人数別の基準額以内 ②資産：世帯の預貯金・現金等の 合計が基準額以内 ③就労：月1回以上、自立相談支 援機関の就労支援を受ける。（当 分の間、活動報告書の提出で可） ※自営業、フリーランス、学費や 生活費を自分で賄ったいる学生も 対象	福祉課	025-526-5111 (内線1679)	福祉課	025-526-5111 (内線1679)
2	給付	市	子育て世帯への臨時 特別給付金	・支給を受けるにあたって申請は不要 ※ただし、公務員については、所属庁が支給対象者 の証明をした上で、本人が市に申請が必要 ・支給額：児童手当の受給者に対し、対象児童1人につ き1万円 ・支給方法：児童手当の指定口座へ振り込み ・支給時期：令和2年5月27日（水）－支給済－ ※公務員分は、市へ申請後に随時支給－支給中－ 申請締切：令和2年10月30日（金）消印有効	子育て世 帯の方々 に	個人	0歳から中学生の児童手当支給対 象児童（基準日：令和2年3月31 日） ※平成16年4月2日から令和2年3月 31日までに生まれた児童 ※児童を養育している人の所得が 限度額以上の特例給付対象児童は 除く	こども課	025-526-5111 (内線1711)	こども課	025-526-5111 (内線1711)

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	申請先	申請先問合せ	市担当課	市担当課問合せ
3	給付	市	ひとり親世帯臨時特別給付金	<p>【基本給付①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給を受けるにあたって申請は不要 支給日：令和2年7月16日（木） ー支給済ー <p>【基本給付②、③及び追加給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給を受けるにあたって申請が必要 ・申請にあたっては、収入が減少したことがわかる資料（給与明細書など）等の提出が必要な場合があります。 ・支給日：令和2年8月20日（木）以降、審査後随時支給 ・申請受付期間：令和2年8月3日（月）～令和2年12月25日（金） ・その他：児童扶養手当受給されている人は、現況届の提出に併せてお手続きをお願いします。 	ひとり親家庭等の方々に	個人	<p>【基本給付】</p> <p>①令和2年6月分の児童扶養手当受給者 ※全部支給停止の人は除く</p> <p>②公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していない人。ただし、児童扶養手当に係る支給限度額を下回る人に限る。令和2年6月に児童扶養手当の認定を受けていない方も支給要件に該当する人は申請が可能。</p> <p>③令和2年6月において児童扶養手当の認定を受けていない人で、申請時点において要件を満たし、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人。</p> <p>【追加給付】</p> <p>④上記①または②の対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人。</p>	こども課	025-526-5111 (内線1703)	こども課	025-526-5111 (内線1703)
4	給付	市	学業継続支援給付金	<p>奨学金の給付又は貸与を受けている上越市出身又は上越市在住の大学生、専門学校生等に対し、一律5万円の学業継続支援給付金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付額：5万円（1回に限る） 	アルバイト収入の減で学業継続が厳しい	個人	<p>(1) 給付対象者 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び大学院に在籍している学生</p> <p>(2) 給付要件 次のいずれにも該当するもの</p> <p>①奨学金の給付又は貸与を受けていること。</p> <p>②市内在住又は上越市出身であること。</p> <p>(3) 申請方法 申請者が所定の様式を記入し、必要書類を添付し、郵送又は電子メールで提出</p>	福祉課	025-526-5111 (内線1685)	福祉課	025-526-5111 (内線1685)

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	申請先	申請先問合せ	市担当課	市担当課問合せ
5	給付	市、新潟県後期高齢者医療広域連合	傷病手当金の支給	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、国民健康保険及び75歳以上の後期高齢者医療制度に加入する被用者が感染した場合に休みやすい環境を整備することを目的に、対象となる被保険者に傷病手当金を支給する。</p> <p>1日当たりの支給額：直近の継続した3カ月間の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額（給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり支給されない場合がある。）</p> <p>対象期間：令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で働くことができない期間（入院が継続する場合等は最長1年6カ月）</p>	感染拡大防止及び休業補償	個人	国民健康保険の被保険者及び75歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者のうち給与等の支払いを受けている人で、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いにより3日間を超えて働くことができず、その期間に対する給与等の支払いを受けられない人	国保年金課	025-526-5111 (内線1661、1138)	国保年金課	025-526-5111 (内線1661、1138)
6	貸付	社会福祉協議会労働金庫	緊急小口資金	<p>緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、費用の貸付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付上限額 10万円以内（※学校等の休業、個人事業主等の特例 20万円以内） 据置期間 1年以内 償還期間 2年以内 貸付利子 無利子 	生活資金の貸付	個人	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	上越市社会福祉協議会 新潟県労働金庫本店 ※5月28日以降、高田郵便局、直江津郵便局でも申請可能	上越市社会福祉協議会 025-526-1515 新潟県労働金庫本店 0120-480-975	福祉課	025-526-5111 (内線1849)
7	貸付	社会福祉協議会労働金庫	総合支援資金	<p>生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付上限額 (2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間：原則3月以内 据置期間 1年以内 償還期間 10年以内 貸付利子 無利子 	生活資金の貸付	個人	新型コロナウイルスの影響を受け、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	上越市社会福祉協議会	025-526-1515	福祉課	025-526-5111 (内線1849)

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	申請先	申請先問合せ	市担当課	市担当課問合せ
8	貸付	市	上越市奨学金	<p>【募集】</p> <p>経済的な理由により修学が困難な学生を対象に奨学金の貸付を行います。</p> <p>募集期間を令和3年3月まで延長します。</p> <p>①高等学校、高等専門学校、中等教育学校(後期課程に限る)、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程在学者(修業年限が2年以上)</p> <p>貸付額(月額)：15,000円</p> <p>②大学(専門職大学、大学院、専門職大学院、短期大学、専門職短期大学を含む)、専修学校の専門課程在学者(修業年限が2年以上)</p> <p>貸付額(月額)：40,000円</p>	アルバイト収入減等で学業継続が厳しい	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市に保護者等が居住する世帯の学生又は生徒 ・成績評定が一定以上の人(住民税所得割非課税世帯は除く) ・保護者等の所得が一定基準以下の人 	学校教育課	025-545-9244 (内線616-1143)	学校教育課	025-545-9244 (内線616-1143)
	貸付	市	上越市奨学金	<p>【前倒し交付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常4月、7月、10月、1月の4回に分けて12か月分を交付する奨学金を前倒して交付する ・既に4月(4月～6月分)の交付は終わっているため、残りの交付分を本人の申し出により下記の区分で交付する ①9か月分前倒し(7月～3月分) ②6か月分前倒し(7月～12月分) ③3か月分前倒し(7月～9月分) 	アルバイト収入減等で学業継続が厳しい	個人	奨学金貸付者	学校教育課	025-545-9244 (内線616-1143)	学校教育課	025-545-9244 (内線616-1143)
	猶予	市	上越市奨学金	<p>【返還猶予】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同期と比べて概ね20%以上収入の減少があった場合に奨学金の返還を猶予する。(最長で令和3年3月分まで猶予)</p>	収入の減少により奨学金の返還が困難	個人	奨学金返還者(返還者本人のほか、連帯保証人、返還者または連帯保証人の世帯員も対象)	学校教育課	025-545-9244 (内線616-1143)	学校教育課	025-545-9244 (内線616-1143)
9	給付	市	就学援助制度	<p>経済的な理由によりお困りの小・中学生の保護者に対し、学用品費などを援助します。原則、前年所得額により判定を行います。新型コロナウイルス感染症の影響やその他の事情による家計急変でお困りの場合は、急変後の所得が要件を満たすことが確認できれば援助対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な援助費目 学用品費、新入学用品費、修学旅行費、給食費、児童生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代 ・援助額(年額) 小学校年額70,000円程度、中学校110,000円程度 ・支払 原則、年3回(毎学期末)に支払います。 	就学援助	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校に通学する児童生徒の保護者 ・令和2年度の市民税が世帯員全員非課税または減免の世帯 ・世帯員全員の総所得額が市の定める基準以下のご家庭 ・収入が突然断たれたため、生計維持が困難になったご家庭 	学校教育課	025-545-9244 (内線616-1144)	学校教育課	025-545-9244 (内線616-1144)

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	申請先	申請先問合せ	市担当課	市担当課問合せ
10	給付	日本学生支援機構	日本学生支援機構奨学金	<p>家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば支援対象となる。</p> <p>【給付奨学金】 支給月額 9,800円～75,800円 ※収入基準に基づく区分、学校の設置者、通学形態によって決まります。</p> <p>【貸与奨学金】 支給月額 20,000円～64,000円 ※収入基準に基づく区分、学校の設置者、通学形態によって決まります。</p> <p>詳しくは日本学生支援機構ホームページで確認してください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html</p> <p>進学資金シミュレーター https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/hogakukin-simulator.html</p>	修学支援	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学・大学・大学院・専修学校（専門課程）・高等専門学校に在学中の人 ・学力基準、家計基準あり 	在学している学校	—	学校教育課	025-545-9244 (内線616-1143)
11	給付	国	高収益作物次期作支援交付金	<p>新型コロナウイルス感染症の発生により、売上が減少する等の影響を受けた高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援する</p> <p>■支援内容</p> <p>①需要対応のための生産支援 ・支援品目：野菜、花き、果樹・茶 ・支援単価：10 a あたり5万円 (頸城区、大潟区以外は5.5万円) ※施設栽培で空調装置又はかん水装置がある施設 ・花き、大葉、わさび：10 a あたり80万円 ・マンゴー、おうとう及びぶどう：10 a あたり25万円</p> <p>②需要促進の取組 ・支援品目：野菜、花き、果樹・茶 ・支援単価：10 a 当たり2万円 (頸城区、大潟区以外は2.2万円)</p> <p>③厳選出荷の取組 ・支援品目：花き、茶、施設栽培の大葉、わさび、マンゴー、おうとう及びぶどう ・支援単価：取組を行った人数・日数に応じて、1人・1日当たり2,200円</p> <p>■申請期限：令和2年7月27日（月）</p>	売上げが減少する等の影響を受けた生産者を支援	個人・事業者	新型コロナウイルス感染症の発生により、売上げが減少する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶について、令和2年2月から4月の間に出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった生産者	上越市農業再生協議会	025-521-0030	農政課	025-526-5111 (内線1286)

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	申請先	申請先問合せ	市担当課	市担当課問合せ
12	貸付	市	上越学生寮奨学金	<p>【前倒し交付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常4月、7月、10月、1月の4回に分けて12か月分を交付する奨学金を前倒して交付する ・既に4月（4月～6月分）の交付は終わっているため、残りの交付分を本人の申し出により下記の区分で交付する ①9か月分前倒し（7月～3月分） ②6か月分前倒し（7月～12月分） ③3か月分前倒し（7月～9月分） 	アルバイト収入減で学業継続が厳しい	個人	奨学金貸付者	教育総務課	025-545-9243 (内線616-1030)	教育総務課	025-545-9243 (内線616-1030)
	猶予	市	上越学生寮奨学金	<p>【返還猶予】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同期と比べて概ね20%以上収入の減少があった場合に奨学金の返還を猶予する。（最長で令和3年3月分まで猶予）</p>	収入の減少により奨学金の返還が困難	個人	奨学金返還者 (返還者本人のほか、連帯保証人、返還者または連帯保証人の世帯員も対象)	教育総務課	025-545-9243 (内線616-1030)	教育総務課	025-545-9243 (内線616-1030)
13	猶予	市	上越市定住促進奨学金の返還猶予	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同期と比べて概ね20%以上収入の減少があった場合に奨学金の返還を猶予する。（最長で令和3年3月分まで猶予）</p>	収入の減少により奨学金の返還が困難	個人	奨学金返還者 (返還者本人のほか、連帯保証人、返還者または連帯保証人の世帯員も対象)	企画政策課	025-526-5111 (内線1835)	企画政策課	025-526-5111 (内線1835)
14	減免	市	水道料金の減免	7月検針分以降4か月分の水道料金の基本料金を免除	離職・休職等で家賃の支払いが困難な方を支援	個人	上越市が行っている支援事業である住居確保給付金を受けた方	ガス水道局総務課	025-522-5518 (内線311、312)	ガス水道局総務課	025-522-5518 (内線311、312)
15	減免	市	国民健康保険税の減免	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入等が一定程度減少することが見込まれる場合、一定の要件のもと、対象世帯の国民健康保険税を減免する。</p> <p>減免額：右欄対象者①の場合は全額、②の場合は保険税の一部を減免（世帯主の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和元年の所得額や世帯主及び世帯の被保険者全員の令和元年の合計所得金額から決定します。）</p> <p>減免期間：令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限（年金天引きの場合は年金給付日）が設定されている国民健康保険税</p> <p>また、75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度を運営する新潟県後期高齢者医療広域連合においても同様の内容で実施予定です。</p>	収入減で国民健康保険税が払えない	個人	<p>国民健康保険の被保険者のうち次の要件のいずれかに該当する世帯</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下、「事業収入等」）のいずれかの減少額が、前年に比べて30%以上減少するなど一定要件に該当する世帯の方（ただし、給与収入について、倒産、解雇など事業主の都合により離職された方は、現行の非自発的失業者の保険税軽減制度の対象となる。）</p>	国保年金課	025-526-5111 (内線1140、1138)	国保年金課	025-526-5111 (内線1140、1138)

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	申請先	申請先問合せ	市担当課	市担当課問合せ
16	減免	市	介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症により、同一世帯の生計中心者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、事業収入等が前年よりも30%以上減少することが見込まれる場合の介護保険料を減免 減免額は死亡等の場合は全額、事業収入等の減少の場合は、減少する事業収入等の令和元年の所得や合計所得金額から決定	事業収入等の減少で介護保険料を納付できない	個人	事業収入等の減少などで介護保険料を納付することができない方	高齢者支援課	025-526-5111 高齢者支援課 (内線1671・1672)	高齢者支援課	025-526-5111 高齢者支援課 (内線1671・1672)
17	免除猶予	国	国民年金保険料の免除・納付猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能。 受付開始日：令和2年5月1日 申請の対象となる期間：令和2年2月分から6月分まで（令和2年7月分以降は改めて申請が必要） 免除承認の所得基準：免除区分について以下の計算式で計算した金額以下であることが必要 全額免除（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円 3/4免除（78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等） 半額免除（118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等） 1/4免除（158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額）	令和2年2月以降に、業務が失われた等により収入が減少し、国民年金保険料の納付が困難	個人	以下の2点をいずれも満たした方 ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと ②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること	国保年金課	025-526-5111 (内線1144、1143) 各区総合事務所 または 上越年金事務所国民年金課 (025-524-4112)	国保年金課	025-526-5111 (内線1144、1143) 各区総合事務所
18	猶予	市	納税猶予の特例制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降、事業等に係る収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少した場合、1年間、納税を猶予。担保不要で、延滞金は全額免除 対象となる市税：令和3年1月31日までに納期限が到来するすべての市税（国では対象納期限を「令和3年2月1日まで」に変更する予定） 申請期限：各納期限の日	収入減で納税できない	個人・事業者	2つの要件を満たす納税者・特別徴収義務者（個人・法人の別、規模は問わない） ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少 ②一時に納税することが困難	収納課	025-526-5111 (内線1233、1688)	収納課	025-526-5111 (内線1233、1688)
19	控除	国	住宅借入金等特別控除	新型コロナウイルス感染症の影響により、入居期限要件等が遅れた場合でも、一定の要件を満たせば、住宅ローン減税の控除期間が10年から13年に延長できる特例措置	住宅ローン減税	個人	次に掲げる要件を満たす人 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、新築した住宅等への居住開始が遅れたこと。 ・一定の期間（新築の場合は令和2年9月末、それ以外の場合は令和2年11月末）までに新築した住宅等に係る契約を行っていること。 ・令和3年12月末までに新築した住宅等に居住開始していること。	税務課	025-526-5111 (内線1251)	税務課	025-526-5111 (内線1251)

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	申請先	申請先問合せ	市担当課	市担当課問合せ
20	猶予	市	介護保険料の徴収猶予	公的機関が実施する融資制度及び貸付事業を利用している方に対する介護保険料の徴収猶予（最大6か月）	収入等の減少で介護保険料を一時に納付できない	個人	収入の減少で介護保険料を一時に納付することができない方	高齢者支援課	025-526-5111 高齢者支援課 （内線1671・1672）	高齢者支援課	025-526-5111 高齢者支援課 （内線1671・1672）
21	猶予	国	国民年金保険料学生納付特例	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能。 対象：学生（大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在学する学生等） 受付開始日：令和2年5月1日 申請の対象となる期間：令和元年分（令和2年2月分から令和2年3月分まで）、令和2年度分（令和2年4月分から令和3年3月分まで） 承認の所得基準：所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であることが必要 118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除額等	令和2年2月以降に、業務が失われた等により収入が減少し、国民年金保険料の納付が困難	個人	以下の2点をいずれも満たした方 ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと ②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること	国保年金課	025-526-5111 （内線1144、1143） 各区総合事務所 または 上越年金事務所 国民年金課 （025-524-4112）	国保年金課	025-526-5111 （内線1144、1143） 各区総合事務所
22	その他	発行団体	新型コロナウイルス対策プレミアム付商品券	プレミアム率最大30%の新型コロナウイルス対策プレミアム付商品券の発行 商品券発行主体：商工団体等 ■プレミアム付商品券発行事業の詳細はこちらをご覧ください。 https://www.city.joetsu.niigata.jp/uploaded/attachment/184330.pdf	市内の消費喚起	市民	プレミアム付商品券を購入することができる人は、購入日時点で当市に居住している人	発行団体	発行団体の連絡先	産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室	025-526-5111 （内線1827）
23	猶予	市	下水道事業受益者負担金（分担金）の徴収猶予	令和2年度以降に納期限を迎える負担金（分担金）の全額の徴収を1年以内の期間猶予	納期限日までの支払いが困難	個人・事業者	・新型コロナウイルス感染症に関連して、市税等の猶予を受けている方 ・国及び県等による新型コロナウイルス感染症関連の緊急小口資金等の貸付を受ける方 ・国、県及び当市等が実施する新型コロナウイルス感染症関連の特別融資制度等を利用される方	生活排水対策課	025-526-5111 （内線905、906）	生活排水対策課	025-526-5111 （内線905、906）

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	申請先	申請先問合せ	市担当課	市担当課問合せ
24	猶予	市	市が設置した浄化槽使用料の支払い猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、5月分の支払期限日を3か月延長 ・6月分を2か月延長 ・7月分を1か月延長 	期限日までの支払いが困難	個人・事業者	【個人向け】 ・国及び県等による新型コロナウイルス感染症関連の緊急小口資金等の貸付を受けている方 【事業者向け】 ・国、県及び本市等が実施する新型コロナウイルス感染症にかかる特別貸付制度等を利用されている方	生活排水対策課	025-526-5111 (内線906)	生活排水対策課	025-526-5111 (内線906)
25	給付	県	「つなぐ、にいがた。」観光キャンペーン 県民宿泊割引キャンペーン【第二弾】	県民を対象とした宿泊割引キャンペーンを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊対象期間：令和2年8月1日（土）～8月31日（月） ・割引内容：県内宿泊施設での宿泊に対し、次のとおり割引を実施。 1人当たり1万円以上の宿泊：5千円 " 6千円以上1万円未満の宿泊：3千円 6千円未満：対象外 ・運営事務局：JATA（日本旅行業協会）新潟県地区委員会TEL025-364-1791、ANTA（新潟県旅行業協会）TEL025-243-5060 ・利用方法：運営事務局に問合せいただくか、各事務局のホームページより旅行会社を確認の上、申込みください。 	県内での観光需要の喚起	個人	申込対象者：県内在住者	新潟県観光局観光企画課	025-280-5254	観光交流推進課	025-526-5111 (内線1815)
26	給付	県	「つなぐ、にいがた。」観光キャンペーン 交通付き日帰り旅行商品の割引支援	県内観光施設等を日帰りで訪れる旅行商品の割引を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・対象期間：令和2年8月1日（土）～10月31日（土） ・割引内容：県内を周遊する交通付き日帰り旅行商品の利用に対し、1人当たり次の金額をキャッシュバック 販売価格6千円以上：3千円 販売価格4千円以上：2千円 販売価格4千円未満：対象外 ・運営事務局：JATA（日本旅行業協会）新潟県地区委員会TEL025-364-1791 ・利用方法：運営事務局に問合せください。 	県内での観光需要の喚起	個人	申込対象者：県内外問わず利用可	新潟県観光局観光企画課	025-280-5254	観光交流推進課	025-526-5111 (内線1815)
27	給付	県	「つなぐ、にいがた。」観光キャンペーン 着地型旅行商品の割引支援	体験型商品販売サイトで県内の着地型旅行商品を予約する際に利用できるクーポンを発行 <ul style="list-style-type: none"> ・対象期間：令和2年8月1日（土）～10月31日（土） ・割引内容：1人当たり販売価格2千円以上で千円の割引 ・運営事務局：調整中 ・利用方法：調整中 	県内での観光需要の喚起	個人	申込対象者：県内外問わず利用可	新潟県観光局観光企画課	025-280-5254	観光交流推進課	025-526-5111 (内線1815)

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	申請先	申請先問合せ	市担当課	市担当課問合せ
28	控除	国	チケットの払戻請求権の放棄を寄附金控除の対象とする税制改正	<p>スポーツイベント等が中止等されてしまった時に、そのチケットの払戻しを受けないことを選択された方について、その金額分を「寄附」と見なし、税優遇を受けられる。</p> <p>■スポーツ庁ホームページ https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mca_tetop01/list/detail/jsa_00002.html</p>	寄附金控除	個人	<p>対象イベント</p> <p>①文化芸術又はスポーツに関するものであること</p> <p>②令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された又は開催する予定であったものであること</p> <p>③不特定かつ多数の者を対象とするものであること（広く一般にチケット等が販売されており、数名以上の参加が想定されていたものを指します）</p> <p>④日本国内で開催された又は開催する予定であったものであること</p> <p>⑤新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、現に中止・延期・規模縮小されたものであること</p> <p>⑥ ⑤の場合に払戻しがされたもしくははされる予定であること</p> <p>※寄附金控除の対象となるのは、上記の要件を満たすものとして主催者が文化庁・スポーツ庁に申請し、指定を受けたイベント</p>	スポーツ庁	<p>■観戦チケットの払戻しについて</p> <p>スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付スポーツ人材係 03-6734-2686</p> <p>■イベント参加料の払戻しについて</p> <p>スポーツ庁健康スポーツ課企画係 03-6734-2688</p> <p>■メールアドレス ticket-kifu-soudan@mext.go.jp</p>	スポーツ推進課	025-545-9246
29	助成	国	文化芸術・スポーツ活動の継続支援	<p>活動の継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援し、文化芸術・スポーツの振興を図る。</p> <p>■対象の取組</p> <p>(1) ①国内外の観客、参加者等の回復・開拓 ②活動の継続・再開のための公演・制作、競技運営方法等の検討・準備・実施③雇用契約の明文化等の経営、ガバナンスの近代化（①～③複数可）</p> <p>(2) (1)の取組と併せて行う、業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに即した取組</p> <p>■支援額</p> <p>(1)の取組：100万円まで</p> <p>(2)の取組：50万円まで</p>	事業継続	個人・事業者	<p>文化芸術・スポーツ関係団体等（社団・財団法人（一般・公益）、任意団体、フリーランスの実演家や技術スタッフ等を含む）</p>	<p>文部科学省（文化庁政策課）</p>	03-5253-4111（内線4463）	文化振興課スポーツ推進課	025-526-6903 025-545-9246

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	申請先	申請先問合せ	市担当課	市担当課問合せ
30	給付	国	持続化給付金	<p>給付額：前年の総売上（事業収入）－（前年同月比50%以上月の売上 × 12か月） 上限：中小企業 200万円 個人事業主 100万円</p> <p>申請期限：令和3年1月15日 給付回数：一事業者につき1回まで</p>	事業継続	事業者	<p>令和2年1月から12月までのいずれかの月の売上が前年同月比で50%以上減少した中小企業、個人事業主</p> <p>ただし、政治団体、宗教上の組織又は団体、風営法の「性風俗関連特殊営業」等を除く</p>	持続化給付金事業コールセンター	0120-115-570	産業政策課	025-526-5111 (内線1727)
31	助成	国	小規模事業者持続化補助金	<p>小規模事業者の顧客を増やすための取り組み（販路開拓）を支援する。</p> <p>【対象事業】 ①販路の開拓に向けたHP開設、チラシ作成・配布、店舗改装、新商品の開発など ②サプライチェーンの毀損への対応・非対面型ビジネスモデルへの転換・テレワーク環境の整備 ③新型コロナウイルス感染症からの事業の再開に必要なとりくみ（コロナ対策としての換気設備改修、マスクや消毒、清掃、飛沫防止対策など）</p> <p>【支給上限額・補助率】 ①一般型：50万円・2/3 ②コロナ特別対応型：100万円・2/3～3/4 ③事業再開枠：50万円・10/10 ※①②のいずれかで申請、③は追加支援</p> <p>【申請方法】 商工会又は商工会議所のサポートを受け申請書を提出 ※申請に当たっては、商工会又は商工会議所にお問合せください。</p>	事業継続	事業者	小規模事業者等	全国商工会連合会または日本商工会議所	<p>事業所の所在する地域を管轄する商工団体（上越商工会議所又は各区商工会）へお問い合わせください。</p>	産業政策課	025-526-5111 (内線1727)
32	給付	市	上越市事業者応援給付金	<p>持続化給付金を受給している事業者に給付金を給付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付額：20万円 申請期限：令和3年2月26日 給付回数：一事業者につき1回まで 	事業継続	事業者	<p>次の全てに該当する中小企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の持続化給付金を受給していること 市内に主たる事業所を有すること（個人事業主…現住所が市内でも可） 継続して事業を行っていること 	産業政策課	025-526-5111 (内線1727)	産業政策課	025-526-5111 (内線1727)
				<p>ひと月の売上が前年同月比で20%以上50%未満減少している事業者に給付金を給付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付額：10万円 申請期限：令和3年2月26日 給付回数：一事業者につき1回まで 	事業継続	事業者	<p>次の全てに該当する中小企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内に主たる事業所を有すること（個人事業主…現住所が市内でも可） 継続して事業を行っていること ひと月の売上が前年同月比で20%以上50%未満減少 				

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	申請先	申請先問合せ	市担当課	市担当課問合せ
33	給付	国	雇用調整助成金 緊急雇用安定助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)	<p>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの</p> <p>助成額：従業員を解雇しなければ9/10、一定の基準を満たせば全額 日額上限：15,000円（調整中）</p> <p>雇用保険の被保険者以外の従業員には、緊急雇用安定助成金（雇用調整助成金と同内容）あり</p> <p>申請期限：令和2年8月31日</p> <p>※雇用保険、労働者災害補償保険に加入していない農林漁業経営体は、北陸農政局が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」があれば、ハローワークへ申請が可能。（証明書発行受付期間：8月17日（月）まで）</p>	雇用維持	事業者	中小企業、個人事業主 農林漁業経営体	ハローワーク上越	025-523-6121 (部門コード31#)	産業政策課	025-526-5111 (内線1755)
								(農業等個人事業所に係る証明書発行先) 北陸農政局新潟県拠点	北陸農政局新潟県拠点 025-228-5211	農政課	025-526-5111 (内線1282)
34	給付	市	上越市雇用調整助成金申請費補助金	<p>雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の申請に必要な書類を社会保険労務士等に委託した場合の委託料の1/2（従業員20人以下の事業者は10/10）に相当する額</p> <p>上限：10万円 申請期限：令和2年9月30日 補助回数：一事業者につき1回まで ※令和2年4月1日以後、最初の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）の申請について委託した委託料に限る。</p>	雇用維持	事業者	市内に主たる事業所を置き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業等で、雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の申請に必要な書類を社会保険労務士等に委託したもの	産業政策課	025-526-5111 (内線1755)	産業政策課	025-526-5111 (内線1755)
35	給付	国	家賃支援給付金	<p>給付額：申請時の直近1か月における支払い賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍 上限：法人 600万円、個人事業主 300万円</p> <p>申請期限：令和3年1月15日 給付回数：一事業者につき1回まで</p>	事業継続	事業者	<p>次の全てに該当する中小企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者 ・5月～12月の売上高について、1か月で前年同月比▲50%以上または、連続する3か月の合計で前年同期比▲30%以上 ・自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い 	家賃支援給付金コールセンター	0120-653-930	産業政策課	025-526-5111 (内線1727)

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	申請先	申請先問合せ	市担当課	市担当課問合せ
36	給付	市	上越市店舗等改装促進事業補助金（新型コロナウイルス対応型）	対象事業：新型コロナウイルスの感染予防を目的に、店舗の衛生環境の整備、換気の向上及び密集や接触の回避に資する工事費 補助率：10/10 上限額：20万円 申請期限：令和2年12月28日 補助回数：一店舗につき1回まで	感染予防	事業者	小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業で、申請時において店舗で現に営んでいる事業者 ※他に風営法による対象外、店舗の建築基準法、食品衛生法、消防法等への適合要件あり	産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室	025-526-5111 (内線1826)	産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室	025-526-5111 (内線1826)
37	給付	市	信用保証協会保証料補助金	新潟県セーフティネット資金等制度融資を利用する際の信用保証料を全額補給	事業継続	事業者	市内中小企業、個人事業主	産業政策課	025-526-5111 (内線1267)	産業政策課	025-526-5111 (内線1267)
38	給付	市	利子補給補助金	新潟県セーフティネット資金等制度融資を利用する際の借入利子（1.0%、2年分の利子相当額）を一括補助 申請期限：融資実行日から30日以内	事業継続	事業者	市内中小企業、個人事業主	産業政策課	025-526-5111 (内線1267)	産業政策課	025-526-5111 (内線1267)
39	貸付	国	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）【コロナ枠】	貸付上限：個人3億円、法人10億円 貸付期間：25年（据置10年）以内 貸付利率：当初5年間実質無利子（6年目以降は所定の金利）	事業継続	事業者	・新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を融資機関で確認できた認定農業者 ・新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応し、反転攻勢に係る計画を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関で確認できた認定農業者	日本政策金融公庫または各金融機関	025-240-8511 (日本政策金融公庫新潟支店農林水産事業)	農村振興課	025-526-5111 (内線1718)
40	貸付	国	農林漁業セーフティネット資金【コロナ枠】	貸付上限：簿記記帳を行っている場合は、年間経営費の12分の12又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額。それ以外の場合は1,200万円 貸付期間：15年（据置3年）以内 貸付利率：当初5年間実質無利子（6年目以降は所定の金利）	事業継続	事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を融資機関で確認できた主業農業者等	日本政策金融公庫または各金融機関	025-240-8511 (日本政策金融公庫新潟支店農林水産事業)	農村振興課	025-526-5111 (内線1718)
41	貸付	県	農業近代化資金【コロナ枠】	貸付上限：個人1,800万円、法人2億円 貸付期間：7～20年（据置2～7年）以内 貸付利率：当初5年間実質無利子（6年目以降は所定の金利）	事業継続	事業者	・新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を融資機関で確認できた主業農業者等 ・新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応し、反転攻勢に係る計画を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関で確認できた主業農業者等	各金融機関	—	農村振興課	025-526-5111 (内線1718)

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	申請先	申請先問合せ	市担当課	市担当課問合せ
42	貸付	JA	新型コロナウイルス感染症緊急対策資金	貸付上限：2,000万円 貸付期間：10年（据置2年）以内 貸付利率：当初5年間実質無利子（6年目以降は年1.4%）	事業継続	事業者	・新型コロナウイルス感染症により直接的・間接的に被害を受けた農業者	JAえちご上越本店または各支店	025-527-2002 （JAえちご上越 融資課）	農村振興課	025-526-5111 （内線1718）
43	給付	国	小学校休業等対応助成金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、休校となった小学校等に通う子供等を世話する保護者である労働者が、有給休暇を取得した際に、事業者が支払った賃金相当額を助成（上限15,000円/日） ※雇用保険、労働者災害補償保険に加入していない農林漁業経営体は、北陸農政局が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」があれば、学校等休業助成金・支援金受付センターへ申請が可能。（証明書発行受付期間：9月16日（水）まで）	事業継続 雇用継続	事業者	中小企業、個人事業主 農林漁業経営体	学校等休業助成金・支援金受付センター	学校等休業助成金・支援金受付センター 0120-60-3999	産業政策課	025-526-5111 （内線1755）
								(証明書発行先) 北陸農政局 新潟県拠点	北陸農政局 新潟県拠点 025-228-5211	農政課	025-526-5111 （内線1282）
44	給付	市	上越市中小企業者チャレンジ応援事業補助金	市内中小企業者が行う事業継続に向けた新たな取組や販路開拓、新商品・新サービスの開発等への取組を支援 ・対象経費：上記事業を始めるための初期費用（設備備品等購入費、車両費、外注費、専門家相談費、広報費等） ※4月1日以降に発生した経費を対象 ・補助率：4分の3（上限100万円） ・申請受付期間：8月上旬～12月28日	コロナ禍で新たな取組を行いたい市内中小企業者	事業者	小規模企業者を除く市内中小企業者	上越ものづくり振興センター	025-522-2666	上越ものづくり振興センター	025-522-2666

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	申請先	申請先問合せ	市担当課	市担当課問合せ
45	給付	国	高収益作物次期作支援交付金	<p>新型コロナウイルス感染症の発生により、売上が減少する等の影響を受けた高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援する</p> <p>■支援内容 ①需要対応のための生産支援 ・支援品目：野菜、花き、果樹・茶 ・支援単価：10 a あたり5万円 （頸城区、大潟区以外は5.5万円） ※施設栽培で空調装置又はかん水装置がある施設 ・花き、大葉、わさび：10 a あたり80万円 ・マンゴー、おうとう及びぶどう：10 a あたり25万円 ②需要促進の取組 ・支援品目：野菜、花き、果樹・茶 ・支援単価：10 a 当たり2万円 （頸城区、大潟区以外は2.2万円） ③厳選出荷の取組 ・支援品目：花き、茶、施設栽培の大葉、わさび、マンゴー、おうとう及びぶどう ・支援単価：取組を行った人数・日数に応じて、1人・1日当たり2,200円</p> <p>■申請期限：令和2年7月27日（月）</p>	売上げが減少する等の影響を受けた生産者を支援	個人・事業者	新型コロナウイルス感染症の発生により、売上げが減少する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶について、令和2年2月から4月の間に出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった生産者	上越市農業再生協議会	025-521-0030	農政課	025-526-5111 （内線1286）
46	給付	市	プレミアム付タクシー券発行事業補助金	<p>タクシーの利用促進に向け、プレミアム付タクシー券の発行に対する支援を行う。 補助対象経費：プレミアム分相当額（上限3/10）、事務費 補助率：10/10 補助上限額： ・プレミアム分相当額…タクシー保有台数1台当たり100千円（保有台数が30台を超える場合は保有台数の8割に相当する台数） ・事務費 100千円</p>	タクシーの利用促進	事業者	市内タクシー事業者	交通政策課	025-545-9207 （内線1787）	交通政策課	025-545-9207 （内線1787）
47	給付	市	上越市宿泊事業者応援緊急対策事業補助金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等により、利用が著しく減少している上越市内の宿泊事業者に対し支援する。 対象経費：宿泊料金の割引額（最大30%）の経費 補助率：10/10 上限額：最大1,500千円（宿泊定員に応じて上限額を設定）</p>	宿泊客数の減少で経営が厳しい	事業者	市内宿泊事業者	上越観光コンベンション協会	025-543-2777	観光交流推進課	025-526-5111 （内線1815）

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	申請先	申請先問合せ	市担当課	市担当課問合せ
48	補助	市	【新型コロナウイルス対応】上越市農産物等販売促進事業	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、需要が低迷する上越産農産物等の販売を促進するとともに、新しい生活様式に対応した足腰の強い農林水産業を確立するため、上越産品に特化したインターネットショッピングモールを活用した販売拡大の取組を支援する。</p> <p>■対象経費 ・商品代金等の割引相当額（最大3割引まで設定可能） ・農業者等の入会金免除に伴う入会金相当額 ・広告宣伝費等</p> <p>■補助率 ・10/10（上限400万円）</p> <p>※補助対象者が運営するインターネットショッピングモールに新規に入会する農業者等は、入会金無料となります。 ※対象となる上越産品に特化したインターネットショッピングモールは、後日市ホームページ等で公表します。</p>	売上が低迷する市内の農業者等	事業者	上越産品に特化したインターネットショッピングモールの市内運営事業者	農村振興課	025-526-5111 (内線1276)	農村振興課	025-526-5111 (内線1276)
49	貸付	県	新潟県セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対策特別融資）	上限5千万円、貸付期間10年以内	事業継続	事業者	中小企業、個人事業主	各金融機関	—	産業政策課	025-526-5111 (内線1727)
50	貸付	県	新潟県新型コロナウイルス感染症対応資金	上限3千万円、3年間実質無利子・保証料ゼロ、貸付期間10年以内	事業継続	事業者	中小企業、個人事業主	各金融機関	—	産業政策課	025-526-5111 (内線1727)
51	軽減	市	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長	<p>○適用対象を拡充：事業用家屋と構築物を追加 ・事業用家屋は取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産が年平均1%以上向上する一定のもの</p> <p>○特例：固定資産税をゼロ ○令和3年度及び令和4年度の固定資産税に適用（2年間延長） ※先端設備等導入計画に位置付けられたもの</p>	中小事業者の負担軽減	事業者	新型コロナウイルスの影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等 ※「中小事業者等」とは、資本金額又は出資金額が1億円以下の法人、資本金または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員数が1000人以下の法人、常時使用する従業員が1000人以下の個人	税務課	025-526-5111 (内線1820)	税務課	025-526-5111 (内線1820)

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	申請先	申請先問合せ	市担当課	市担当課問合せ
52	軽減	市	中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置	○令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同時期と比べて減少している場合、以下に掲げるとおり軽減する。 ・30%以上50%未満減少している場合は、固定資産税を50% ・50%以上減少している場合は、固定資産税をゼロ ○償却資産と事業用家屋を対象とする。 ○令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて各市町村に申告した者に適用する。 ○令和3年度の課税分に限定。	中小事業者の負担軽減	事業者	令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高が30%以上減少している中小事業者等 ※「中小事業者等」とは、資本金額又は出資金額が1億円以下の法人、資本金または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1000人以下の法人、常時使用する従業員が1000人以下の個人	税務課	025-526-5111 (内線1238)	税務課	025-526-5111 (内線1238)
53	猶予	市	納税猶予の特例制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降、事業等に係る収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少した場合、1年間、納税を猶予。担保不要で、延滞金は全額免除 対象となる市税：令和3年1月31日までに納期限が到来するすべての市税（国では対象納期限を「令和3年2月1日まで」に変更する予定） 申請期限：各納期限の日	収入減で納税できない	個人・事業者	2つの要件を満たす納税者・特別徴収義務者（個人・法人の別、規模は問わない） ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少 ②一時に納税することが困難	収納課	025-526-5111 (内線1233、1688)	収納課	025-526-5111 (内線1233、1688)
54	猶予	市	下水道事業受益者負担金（分担金）の徴収猶予	令和2年度以降に納期限を迎える負担金（分担金）の全額の徴収を1年以内の期間猶予	納期限日までの支払いが困難	個人・事業者	・新型コロナウイルス感染症に関連して、市税等の猶予を受けている方 ・国及び県等による新型コロナウイルス感染症関連の緊急小口資金等の貸付を受ける方 ・国、県及び本市等が実施する新型コロナウイルス感染症関連の特別融資制度等を利用される方	生活排水対策課	025-526-5111 (内線905、906)	生活排水対策課	025-526-5111 (内線905、906)
55	猶予	市	市が設置した浄化槽使用料の支払い猶予	・4月、5月分の支払期限日を3か月延長 ・6月分を2か月延長 ・7月分を1か月延長	期限日までの支払いが困難	個人・事業者	【個人向け】 ・国及び県等による新型コロナウイルス感染症関連の緊急小口資金等の貸付を受けている方 【事業者向け】 ・国、県及び本市等が実施する新型コロナウイルス感染症にかかる特別貸付制度等を利用されている方	生活排水対策課	025-526-5111 (内線906)	生活排水対策課	025-526-5111 (内線906)

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	申請先	申請先問合せ	市担当課	市担当課問合せ
56	減免	市	路上利用に伴う道路 占用許可基準の緩和	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用（テイクアウト販売やテラス）の占用許可基準を緩和する。 条件： ①新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること ②「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること ③テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること ④施設付近の清掃等にご協力いただけること 占用料：免除 期 間：令和2年11月30日まで	飲食店等の方々に	事業者	地方公共団体又は関係団体による一括申請 ・地元関係者の協議会等、地方公共団体が支援する民間団体など（例：商店街組合、商工会など） ・個別店舗ごとの申請は対象外	道路課	025-526-5111 (内線1720)	道路課	025-526-5111 (内線1720)
57	助成	国	文化芸術・スポーツ 活動の継続支援	活動の継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援し、文化芸術・スポーツの振興を図る。 ■対象の取組 (1) ①国内外の観客、参加者等の回復・開拓 ②活動の継続・再開のための公演・制作、競技運営方法等の検討・準備・実施③雇用契約の明文化等の経営、ガバナンスの近代化(①～③複数可) (2) (1)の取組と併せて行う、業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに即した取組 ■支援額 (1)の取組：100万円まで (2)の取組：50万円まで	事業継続	事業者・個人	文化芸術・スポーツ関係団体等（社団・財団法人（一般・公益）、任意団体、フリーランスの表演家や技術スタッフ等を含む）	文部科学省（文化庁政策課）	03-5253-4111 (内線4463)	文化振興課 スポーツ推進課	025-526-6903 025-545-9246
58	助成	国	文化芸術収益力強化 事業	舞台芸術やメディア芸術の各分野の特性を活かした新しい鑑賞環境確立などの収益力確保・強化の取組（例：動画等による公演等の収録・配信、舞台裏ツアーや役者との交流などの体験コンテンツ等）を支援する。 ■支援額 1事業につき、150～2,500万円	事業継続	事業者	中・大規模の文化芸術団体（分野：音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能、映画、メディア芸術） ※小規模団体も応募可	文部科学省（文化庁政策課）	03-5253-4111 (内線4463)	文化振興課	025-526-6903
59	助成	国	コンテンツグローバル 需要創出促進補助金	今後実施する無観客公演等のライブ公演の開催及び収録映像を活用した動画の制作・海外配信の費用を一部補助する。 ■対象の事業 国内で今後公演を実施し、その収録映像を活用した動画を海外に発信する事業（音楽、演劇のほか、伝統芸能を含むコンテンツ全般） ■補助率 1/2（1件につき5,000万円を上限） ■補助対象経費 ・公演の出演料、制作費、会場費等 ・動画の制作費、海外配信費等	事業継続	事業者	新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により2月1日以降の公演を延期・中止した法人（非営利法人も含む）	特定非営利活動法人映像産業振興機構（VIPO）	050-5370-7186	文化振興課	025-526-6903